

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	26,198	26,288	26,388	27,716	
		補正予算(b)	2,105	0	6,741	-	
		前年度繰越等(c)	9,092	8,010	5,993	-	
		合計(a+b+c)	37,395	34,298	39,122	27,716	
	執行額(百万円)		28,706	27,992			
	翌年度繰越額(百万円)		8,010	5,993			
	不用額(百万円)		679	313			
		<0>	<0>	<0>	<0>		

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部	作成責任者名	下水道事業課長 松原 誠	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------	--------	-----------------	----------	--------

業績指標 2 4

生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価

A	目標値：約 50%（令和 2 年度） 実績値：集計中（平成 30 年度） 約 48%（平成 29 年度） 初期値：約 43%（平成 28 年度）
---	---

（指標の定義）

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和 2 年度末までには 50%が達成されることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体(市区町村) (緑の基本計画の策定主体)

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

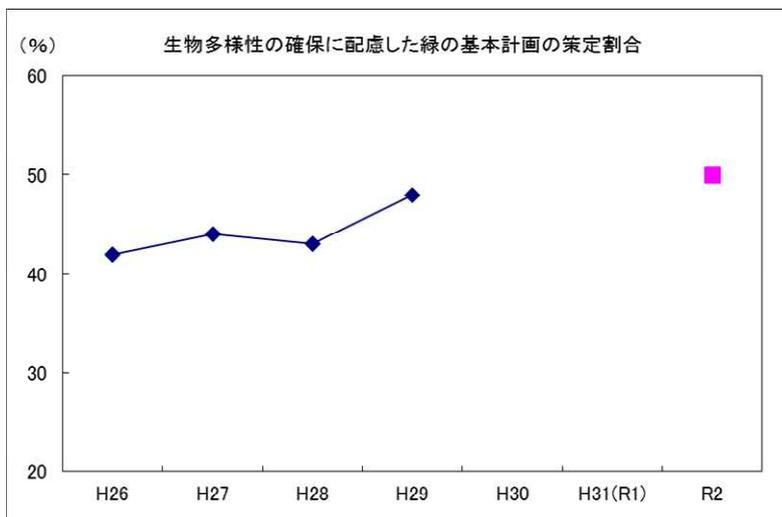
【閣決（重点）】

なし

【その他】

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値				(年度)	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 42%	約 44%	約 43%	約 48%	集計中 (3 月頃)	



主な事務事業等の概要

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成 28 年 11 月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。さらに、平成 30 年 4 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値の分母及び分子のリアル実数を記載

過去の実績値の進捗（H28;約 43%（初期値）、H29;約 48%、H30;集計中）から、目標に向かって推移しており、目標期限である令和 2 年度には目標値の達成が可能であると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれており、目標年度に目標達成するため、今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及をさらに行う。

以上より、Aと判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課緑地環境室（室長 五十嵐 康之）

関係課：該当なし

業績指標 25

下水汚泥エネルギー化率*

評価

A	目標値：約30%（令和2年度） 実績値：集計中（平成30年度） 約22%（平成29年度） 初期値：約15%（平成25年度）
---	--

(指標の定義)

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 (分母) 下水汚泥中の有機物
 (分子) 消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

(目標設定の考え方・根拠)

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が令和2年度に約30%まで進展することを目標とする。

(外部要因)

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

(他の関係主体)

- 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

【閣議決定】

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

【関決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

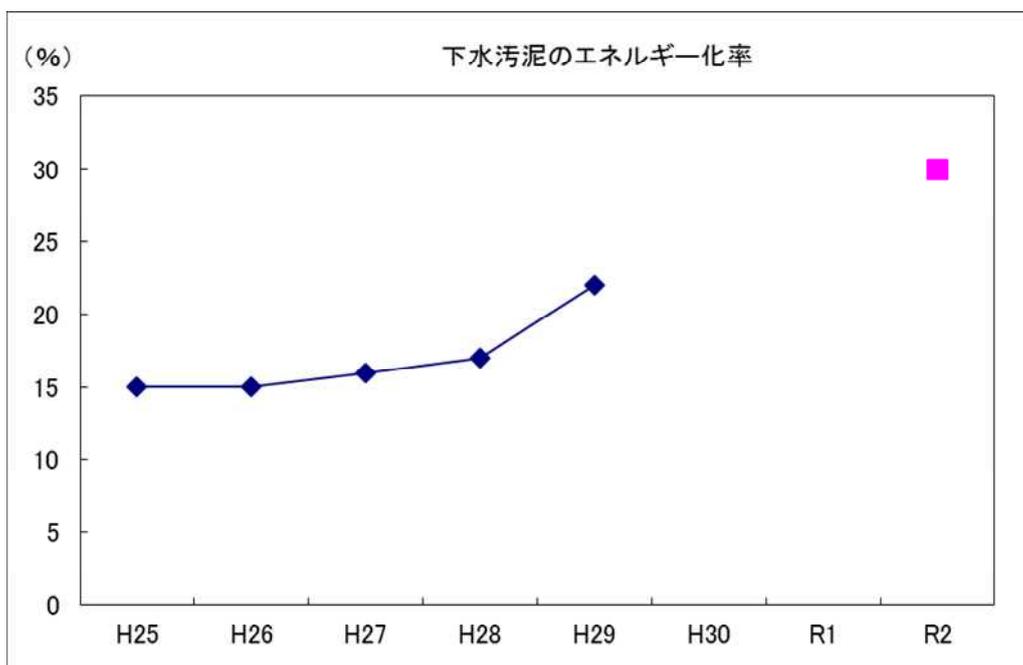
【その他】

- なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
約15%	約16%	約17%	約22%	集計中 (10月頃)



主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 866 億円の内数 (平成30年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54 億円の内数 (平成30年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成28年度の実績値は27年度から1ポイント、29年度の実績値は28年度よりも5ポイント増加しており、おおむね目標に近い実績を示している。平成30年度の実績値は集計中である。

平成24年度以降の固定価格買取制度 (FIT) の活用等により、消化ガス発電または固形燃料化が稼働している施設は、平成28年度には21カ所であったが平成29年度には120カ所に大幅に増加した。今後も目標年度の令和2年度に向け、多数の施設の稼働開始が見込まれるため、引き続きの実績値の上昇が見込まれる。このことから、目標年度における目標達成は可能であると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、平成30年度末までに16技術の採択を行い、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- ・ 平成26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・ 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- ・ 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- ・ 平成30年度には、下水道資源の利用推進を図るため「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を創設した。
- ・ 平成30年1月にはB-DASHプロジェクトによる実証技術や水素製造・利用技術を補強した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を公表した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成28年度から平成29年度にかけて稼働施設の増加に伴う実績値の大幅な上昇が見られ、今後も多数の施設の稼働開始が見込まれるため、令和2年度に目標値である30%に到達できる見込みであることからAと評価した。
- ・ B-DASHプロジェクトを含む新技術の導入を推進する。
- ・ 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の自治体への導入検討を促す。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 梶原 輝昭)

業績指標 26
 汚水処理人口普及率*

評価

B	目標値：約96%（令和2年度） 実績値：約91%（平成29年度）※ 集計中（平成30年度） 初期値：約89%（平成25年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
---	--

（指標の定義）
 汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合
 （分母）総人口
 （分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）
 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

（外部要因）
 技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】
 なし

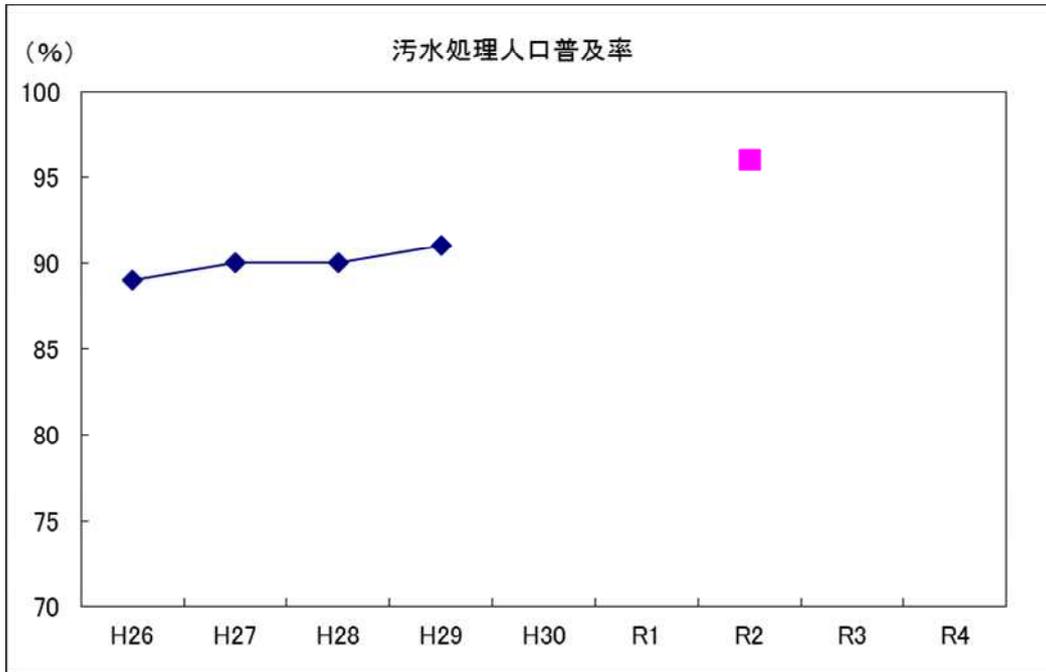
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
約89%※	約90%※	約90%※	約91%※	集計中 (9月頃完了予定)

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備 (◎)

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,940億円の内数(平成29年度国費予算ベース)

社会資本整備総合交付金予算額 8,886億円の内数(平成30年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・汚水処理人口普及率の平成29年度の実績値は約90.9%※であり、前年度から約0.5%上昇したが、目標に近い実績を示していない。
 - ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は79.4%※(平成29年度末時点)にとどまっている。
- ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直し、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指すことを要請した。
- ・平成28年3月に、汚水処理の早期概成に向けて、低コスト技術や官民連携事業の導入検討方法等について示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」を策定し、平成30年3月に改訂版を公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・今後10年程度の概成に向けて、都道府県構想の見直し、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表などを行っているが、地方公共団体の厳しい財政事情や人員不足等のため、汚水処理整備が進みにくい状況である。
- ・都道府県構想の見直しは、平成29年度時点で35都府県が完了、残る12道県も概ね平成30年度に完了し、概ね予定どおりに進捗しており、見直し好事例の分析結果の水平展開等により、取組を加速化する。
- ・引き続き、各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・今後10年程度の概成が難しいと思われる地方公共団体に対しては、引き続き、個別ヒアリングを行うなど、未普及解消に向けた施策の検討を進める。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課(課長 松原 誠)

関係課：

業績指標 27
 持続的な污水处理システムのための都道府県構想策定率*

評価	目標値：100%（令和2年度） 実績値：約91%（平成30年度）※ 初期値：約2%（平成26年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
A	

（指標の定義）
 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合
 （分母）全都道府県数
 （分子）より効率的な污水处理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

（目標設定の考え方・根拠）
 令和2年度までに全都道府県で持続的な污水处理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

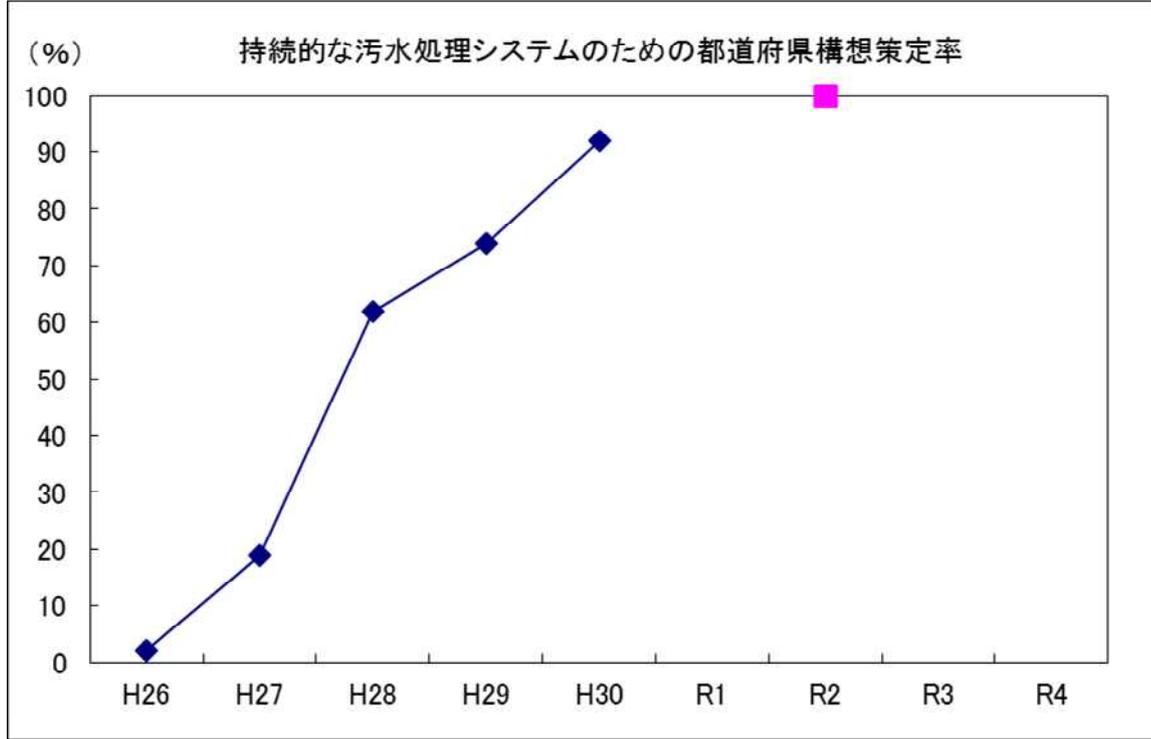
（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 ・環境省（浄化槽事業を所管）
 ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
 ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 ・なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
約2%※	約19%※	約62%※	約74%※	約91%※

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,940億円の内数（平成29年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,886億円の内数（平成30年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率について、平成30年度は約91%※となり、前年度から約17%上昇しており、順調な進捗が見られる。

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（事務事業等の実施状況）

・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直しを要請した。

・都道府県構想策定が完了していない県に対しては、進捗状況を確認するため、随時フォローアップを行い、技術的な支援を行った。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、策定・見直しの進捗が見られ、順調に推移しているためAと評価した。

・都道府県構想の策定が完了していない県について、進捗状況や今後の予定を確認し、目標の達成に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）

関係課：

業績指標 28

汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（平成29年度から令和4年度末までに取り組む地区数）

評価	
A	目標値：450箇所（令和4年度） 実績値：集計中（平成30年度） 138箇所（平成29年度） 初期値：－（平成28年度）

（指標の定義）

平成29年度から令和4年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。

（※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと）

（目標設定の考え方・根拠）

- ・目標値は地方公共団体の実施予定から設定。（工事完了380箇所、工事着手70箇所）

（外部要因）

地元との調整状況

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日）「上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。」

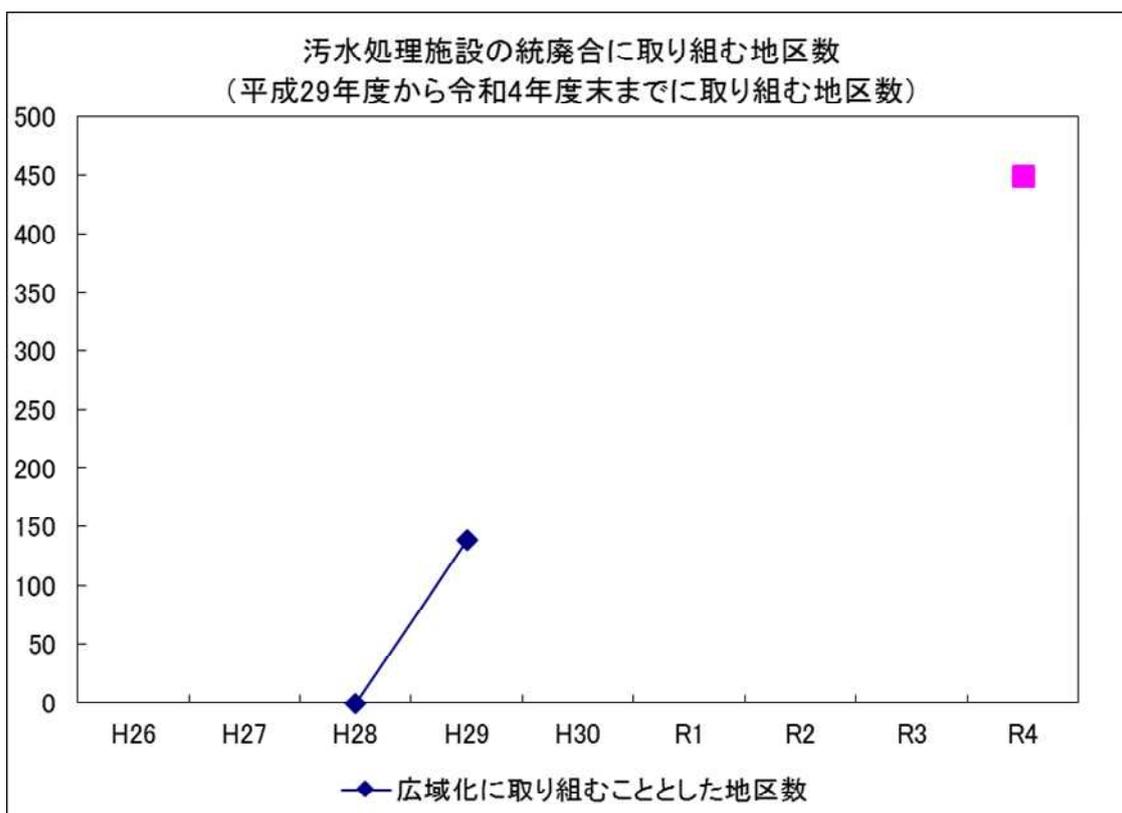
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
—	—	—	138	集計中（10月頃）	



主な事務事業等の概要

- 汚水処理施設の広域化の推進
下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、よりの一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数（平成30年度国費）
防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数（平成30年度国費）
下水道事業関連予算額 54億円の内数（平成30年度国費）
- 下水道広域化推進総合事業の創設
下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。
- 広域化・共同化計画のモデル計画の策定及び他の都道府県への水平展開

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）については、令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、平成29年度の実績値は138箇所となっており、目標達成に向け順調に推移している。

一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成30年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

（事務事業等の実施状況）

- ・令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを要請している。
- ・広域化をより推進するために平成30年度に広域化・共同化事例集を公表するとともに、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」を策定し、地方公共団体の検討をより一層の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、平成29年度で138箇所となっており、今後の進捗を適宜把握し、地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図るなど、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 （課長 松原 誠）
関係課：

業績指標 29

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した都市の割合*

評価

A	目標値：50%（令和2年度） 実績値：35%（平成29年度） 45%（平成30年度） 初期値：25%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取組を実施した都市の割合
 水辺の賑わい創出に向けた取組を実施した都市の割合 = ① / ②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

（目標設定の考え方・根拠）

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）

かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

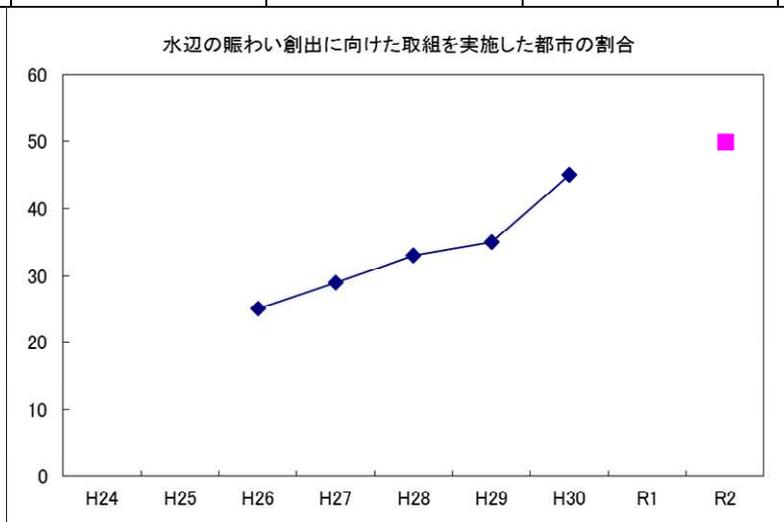
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
25%	29%	33%	35%	45%



主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進 (◎)

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係）	6, 7 5 9 億円の内数（平成 2 7 年度 事業費）
	6, 7 6 4 億円の内数（平成 2 8 年度 事業費）
	6, 7 6 8 億円の内数（平成 2 9 年度 事業費）
社会資本整備総合交付金	9, 0 1 8 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）
	8, 9 8 3 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）
	8, 9 4 0 億円の内数（平成 2 9 年度 国費）
防災・安全交付金	1 0, 9 4 7 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）
	1 1, 0 0 2 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）
	1 1, 0 5 7 億円の内数（平成 2 9 年度 国費）

○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

- ・ミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、H 2 6 の実績：25%、H 2 7 の実績：29%、H 2 8 の実績：33%、H 2 9 の実績：35%、H 3 0 の実績：45%と着実に上昇している。

(事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、平成 30 年度末時点で 213 箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、平成 30 年度末時点で 50 件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、平成 30 年度末時点で 68 件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・かわまちづくり計画の登録件数やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定も年々増えていることに加え、現在、計画策定やプロジェクト実現に向けた取組が多く地域で進んでいることから、A評価とした。
- ・今後も引き続き関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 河川環境課（高村 裕平）
関係課： 水管理・国土保全局 水政課、治水課